

第 14 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 8 月 27 日)

1. 開催日時 令和3年8月27日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦		
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13		14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17		18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 2名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2		3	
4		5		6	
7	山田博敏	8		9	
10	甲斐秀雄	11		12	
13		14		15	
16		17		18	
19		20		21	
22		23			

注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本総会は農業委員のみの出席としたが、農業委員が欠席した同担当地区の農地利用最適化推進委員が出席した。

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 88 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 89 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 91 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 92 号 農地法第5条の許可申請について

- 報告第 54 号 農地法第4条の届出について
 報告第 55 号 農地法第5条の届出について
 報告第 56 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 57 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 18 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

	(総会資料の訂正) □総会資料4ページの整理番号2番について、譲渡人が死亡したため、議案から取り下げ します。
事務局	----- 定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第14回 延岡市定例農業委員会を開 催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数19名中16名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達していますの で、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号5番 緒方武彦委員と委員番号15番 菊池光雄委員 のお二人にお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第88号 農地法第3条使用貸借権の設定についてから議案第 92号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件1件とな っています。議案書の確認をお願い致します。
	それでは、議案第88号 農地法第3条使用貸借権の設定について提案致します。整理 番号1番及び2番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	委員番号4番の牧野です。整理番号1番、2番について借人が同じ、貸人が同じ親族(夫 婦)なのでまとめてご説明致します。下三輪町、田9筆で合計2,231㎡です。貸人は下三輪 町在住の夫婦で、去年から借人が申請地を耕作されていました。 8月22日に甲斐(秀)推進委員、私と貸人の3名で現地調査を致しました。水田は水稻が 確実に植え付けてあり、合鴨を使って耕作をされておりました。状況は960㎡で、理由は今 後、経営規模拡大したいということで今回の申請となっております。何ら問題無いと思いま すので、皆様のご審議の程、よろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調 査書の1ページから2ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号ま では事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、 ただ今、牧野委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無い とのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たす と考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござ いませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
山田推進委員	<p>続きまして議案第 89 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の山田です。整理番号1番についてご説明致します。所在は野地町、田で面積は575㎡です。譲渡人は伊形町在住、譲受人は浜町在住の方です。状況は 75,575 ㎡、労力人は4人で、理由は経営規模拡大ということです。8月24日に会長と一緒に現地調査を致しました。周辺は全て田で、現在は他の方が耕作をされています。何ら問題ないと思われま。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の3ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、山田推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事務局	<p>続きまして議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は6ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間又は 10 年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。

委員	異議なし。
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	<p>続きまして、議案第 91 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号9番の高橋です。整理番号1番についてご説明致します。所在は石田町、地目は畑で、地積は 81 m²です。申請人は石田町在住の方で、理由は庭の一部として転用したいということです。</p> <p>8月 24 日に、県の担当者、事務局2名、甲斐(安)推進委員、申請人、私の6名で現地調査を行いました。平成 20 年頃に申請人の宅地が低いということで埋め立て工事をしました。その時に申請人の畑との境界に L 型擁壁を施工した際、境界線を見誤ってしまい、畑に一部入り込んだということです。今後は庭の一部として使用したいということで、追認申請も出ているということで、転用もやむを得ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号 1 番については、延岡南インターチェンジ出入口から概ね 300m 以内の区域にある第3種農地となり、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に転用済で始末書も提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 92 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番及び2番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番、2番について譲受人が同じなので一緒に説明したいと思います。1番、2番ともに所在は天下町、地目は畑、地積は1番が 48 m²、2番が 214</p>

<p>議 長</p> <p>安藤委員</p>	<p>m²、譲渡人はそれぞれ天下町在住、譲受人は同じ天下町の合資会社です。理由は1番が事務所兼倉庫、2番が事務所・倉庫・駐車場・通路です。</p> <p>地図を見て頂きたいのですが、整理番号2番の申請地には相当古い建物があり、これを解体して整理番号1番、2番の申請地を合わせて事務所等を建てるということです。2番の土地だけでは狭くて、車を入れるのに隣の軒下を通るような大変危険なことなので、今回1番の申請地を取得して、少し後ろに下げて建物を造るということでの申請です。1番の方は現在畑ですが、ほとんど耕作されていない状態です。</p> <p>8月24日に県の方、事務局、譲受人、甲斐会長、私とで現地調査を行いました。地目は畑になっておりますが、現在は耕作されておらず、調和要件は問題無いと思われま。ご審議をよろしくお願ひ致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号10番 安藤重徳委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号10番の安藤です。整理番号3番についてご説明致します。所在は北川町長井、地目は畑で、地積は140 m²です。譲渡人、譲受人とも北川町長井の方です。申請地の隣には10年くらい前に嵩上げをした空き家があり、譲受人はここを買われたのですが、駐車場がないということで今回の申請になりました。</p> <p>従来、嵩上げを行った土地は非常に狭くなって、駐車スペースもなく、前の持ち主はこの前の道路に駐車していた状態でした。</p> <p>8月24日に事務局2名、県担当者、譲受人の代理人、甲斐(信)推進委員、安藤の6名で現地調査を行いました。ここは私たちの地域の主要道路で、道路に駐車するようなことは望ましくありません。この申請地が入っている畑の持ち主が譲渡人で、この方もやはり駐車場が必要だということで、分筆して譲渡したので、特に問題無いと判断しています。皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p> <p>花畑委員</p>	<p>次に、整理番号4番について、委員番号16番 花畑志良一委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号16番の花畑です。整理番号4番についてご説明致します。所在は北方町川水流、地目は畑で、面積は301 m²です。譲渡人も譲受人も北方町川水流在住の方です。</p> <p>8月24日に木村推進委員、事務局から2名、県から1名、譲受人が親子で2名、私とで現地調査を行いました。申請地は川水流橋から近く、北方総合支所からも100mくらいの場所です。ここから1kmほど上流のところには歩道のない国道218号に歩道を設置するように今測量をしております。県の事業により元々住んでいた家に住むことが困難になった譲受人が転居先を探していたら、いい土地があるということで今回の申請になったようです。この農地は家もあり、宅地として転用することにはなんら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p> <p>甲斐(秀)推進委員</p>	<p>最後に、整理番号5番について、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。</p> <p>推進委員の甲斐です。今日は担当の片伯部委員が欠席のため、整理番号5番について私が説明致します。所在は東浜砂町、畑で面積は379 m²です。譲渡人は浜砂在住、譲受人は東浜砂町の電気工事業の有限会社です。理由は駐車場及び作業場ということです。</p> <p>8月24日に県から1名、事務局2名、片伯部委員、横山推進委員、私、譲受人の7名で現地調査を行いました。南側の隣接地は譲受人の事務所兼作業場があります。北側と南側が全部畑になっておりますが、現在何も作られておらず、雑草が生えている状態で、草刈はされています。隣接地の事務所兼作業場の駐車場が狭くて、すぐ隣の申請地を駐車場にした</p>

	<p>いということです。現在使われている駐車場は道路より 50～60 cm高めになっておりますので、申請地も 50～60 cm高めにして使用したいということです。地域との調和要件も特に問題無いと判断致しました。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず、整理番号1番と2番についてですが、周辺は住宅地と南側に市道や山に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番については、申請地周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は自宅(申請地すぐ左側の角地)に隣接した場所であり、また周辺区域に家屋が連なっていることから、1種農地の例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号4番については、周辺に住宅地と国道 218 号に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号5番につきましては、西側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、第 1 種農地の例外規定である業務上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひ致します。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き、報告事項について事務局よりお願ひします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第 54 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書の 16 ページに記載しておりますが、2件の届出があり、畑が2筆の 402 m²の転用となっております。</p> <p>次に報告第 55 号 農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 18 ページから 19 ページに記載しております。全部で8件の届出があり、田が7筆の 2,238 m²、畑が2筆の 671 m²、合計9筆の 2,909 m²の転用と</p>

	<p>なっております。</p> <p>次に、報告第 56 号 農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 21 ページに記載しております。全部で3件の届出があり、田が8筆の 4,979 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 57 号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の 23 ページから 24 ページに記載しております。全部で2件の届出があり、田が 19 筆の 5,396.91 m²、畑が 10 筆の 3,242 m²、合計 29 筆の 8,638.91 m²となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありました。報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、次に協議第 18 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、協議第 18 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 90 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 26 ページの整理番号1番から 27 ページの整理番号 15 番まで全て個別案件での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、4名の出し手から計 15 筆、11,922 m²の農地を個人4名、1法人に配分する計画となっております。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありました。説明内容についてご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>最後に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>ないようですので以上を持ちまして第 14 回、定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

5 番 緒方武彦

15 番 菊池光雄